

○岡山市認可外保育施設登録要綱

（目的）

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第9項から第12項に規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であつて同法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項の認可を受けていない認可外保育施設（以下「施設」という。）が認可保育所の補完的役割を担っている状況に鑑み、本市が定めた要件に適合した施設を認定し、市民に情報提供することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 登録保育施設 第3条で定める要件を満たす施設として、市長が認定した施設をいう。
- (2) 特認登録保育施設 第4条で定める要件を満たす施設として、市長が認定した施設をいう。

（登録の要件）

第3条 登録保育施設の認定を受けようとする施設は、次の各号に掲げる要件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 本市内において設置運営されていること。
- (2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち企業主導型保育事業を目的とする施設でないこと。
- (3) 「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（令和6年3月29日付けこ成保第206号こども家庭庁成育局長通知）の別添として定められた「認可外保育施設指導監督基準」（以下「指導監督基準」という。）を満たし、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（令和6年3月29日付けこ成保第218号こども家庭庁成育局長通知）に基づき、岡山市長から指導監督基準を満たしていると認められる旨の証明書（以下「基準適合証明書」という。）を交付されていること。
- (4) サービス提供日（開所日）は、おおむね月20日以上とされていること。
- (5) サービス提供時間（開所時間）は、おおむね8時間以上とされていること。
- (6) 第5条における基準日において、引き続き6月以上のサービス提供を実施しており、当該年度中引き続きサービス提供を実施する予定であること。

(特認登録の要件)

第4条 特認登録保育施設の認定を受けようとする施設は、前条各号に掲げる要件に加えて、次の各号に掲げる要件をすべて満たしていなければならない。

(1) 保育士（法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある特認登録保育施設にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士。以下この条において同じ。）、看護師又は准看護師の資格を有する者（以下「有資格者」という。）を、保育に従事する者の2分の1以上配置していること。ただし、保育に従事する者の数が2人を下回ってはならないこと。また、保育に従事する者が2人の時間帯にあっては、その全員が有資格者であること。

(2) 当該年度の前年度において、前号の要件を満たさない月が2月以上ないこと。

(3) 次のいずれかの要件を満たしていること。

ア 次条における基準日において、本市に住所を有する月極契約児童（月48時間以上利用する月極契約の未就学児童を対象とし、一時預かり児童及び就学児童を含まない。以下「契約児童」という。）を10名以上保育していること。

イ 当該年度の前年度について、各月の初日における契約児童数をもって平均し、小数点以下を切り捨てて得た数が10名以上であること。ただし、次条における基準日において、契約児童を1名以上保育していること。

(基準日等)

第5条 前2条各号に掲げる要件は、当該年度の4月1日（同日が岡山市の休日を定める条例（平成元年市条例第44号）に定める休日に当たるときは、その翌日）を基準日とする。

(登録申請等)

第6条 施設の設置者（代表者）又は管理者は、登録保育施設及び特認登録保育施設（以下「登録保育施設等」という。）の認定を受けようとするときは、認可外保育施設登録認定申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して、毎年度指定する時期に市長に申請しなければならない。

(1) 岡山市認可外保育施設指導規則（平成12年市規則第179号。以下「規則」という。）第4条の規定による運営状況報告書。

(2) 施設の設置者（代表者）及び管理者の履歴書（様式第2号）

(3) 職員名簿（様式第3号）

(4) 保育士など有資格であることを証明するもの

(5) 児童在籍名簿（様式第4号）。

(6) その他市長が必要と認めた書類。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請にかかる書類により、登録保育施設等

の認定の可否を決定するとともに、その結果を申請者に通知するものとする。

3 市長は、登録保育施設等が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに当該各号に定める日からその認定を取り消し、当該施設の設置者又は管理者に通知するものとする。ただし、第2号に該当する場合は通知を要しない。

- (1) 当該施設について、第3条第1号、第2号、第4号又は第5号の要件を満たさないとき 要件を満たさないこととなった日
- (2) 当該施設について、年度途中で事業を廃止又は休止した事実を確認したとき 廃止又は休止した日
- (3) 当該施設に対して、「基準適合証明書」の返還を求めたとき 返還を求めた日
- (4) 当該施設に対して、規則第7条に基づき事業停止又は施設閉鎖を命じたとき 命じた日

(施設の情報提供)

第7条 市長は、登録保育施設等に係る次に掲げる事項を市民に情報提供するものとする。

- (1) 施設名
- (2) 所在地
- (3) 設置者（代表者）名
- (4) 事業開始年月日
- (5) サービス提供日（開所日）
- (6) サービス提供時間（開所時間）
- (7) その他市長が必要と認めた事項

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月29日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年6月21日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年12月9日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年12月22日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

岡山市認可外保育施設登録認定申請書

年 月 日

岡 山 市 長 様

申請人

住所又は所在地

氏名又は団体名
及び代表者氏名

岡山市認可外保育施設登録要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

☐併せて、岡山市認可外保育施設登録要綱第4条に規定する特認登録保育施設として申請します。

施 設 名	
所 在 地	
連 絡 先(電 話 番 号)	
設 置 者(代 表 者) 名	
事業開始年月日	
サービス提供日(開所日) サービス提供時間(開所時間)	
添 付 書 類	1 岡山市認可外保育施設指導規則第4条の規定による運営状況報告書 2 施設の設置者(代表者)及び管理者の履歴書 3 職員名簿 4 保育士など有資格者であることを証明するもの 5 児童在籍名簿 6 その他
※ 担当課所見	

注 ※印の欄には記入しないこと。

履 歴 書

施 設 名	
区 分	☐ 設置者(代表者) ☐ 管理者 ※該当 ☐ にチェックを入れること
職 氏 名	(職名) (氏名) 年 月 日生
現 住 所	
職 歴	
社会的活動歴	
上記のとおり相違ありません。 年 月 日 氏 名	

職 員 名 簿

施設名

番号	職 名	氏 名	年齢	資格免許種別	勤務形態	備 考
				取 得 年 月 日		
					常 勤	
				年 月 日	非常勤	
					常 勤	
				年 月 日	非常勤	
					常 勤	
				年 月 日	非常勤	
					常 勤	
				年 月 日	非常勤	
					常 勤	
				年 月 日	非常勤	
					常 勤	
				年 月 日	非常勤	
					常 勤	
				年 月 日	非常勤	
					常 勤	
				年 月 日	非常勤	
					常 勤	
				年 月 日	非常勤	
					常 勤	
				年 月 日	非常勤	
					常 勤	
				年 月 日	非常勤	
					常 勤	
				年 月 日	非常勤	

※勤務形態については、該当項目に○印をすること

様式第4号（第6条関係）

児童在籍名簿（市外居住者含む）

施設名：

年 月 日現在

番号	入 所 児 童			保護者氏名 （カタカナで記入）	住 所	保育時間
	氏 名 （カタカナで記入）	生年月日	年齢			
1		・ ・				: ~ :
2		・ ・				: ~ :
3		・ ・				: ~ :
4		・ ・				: ~ :
5		・ ・				: ~ :
6		・ ・				: ~ :
7		・ ・				: ~ :
8		・ ・				: ~ :
9		・ ・				: ~ :
10		・ ・				: ~ :
11		・ ・				: ~ :
12		・ ・				: ~ :
13		・ ・				: ~ :
14		・ ・				: ~ :
15		・ ・				: ~ :
16		・ ・				: ~ :
17		・ ・				: ~ :
18		・ ・				: ~ :
19		・ ・				: ~ :
20		・ ・				: ~ :

※入所児童は、月48時間以上利用する月極契約の未就学児童を記入すること。

（一時預かり児童・就学児童は含まない）

※入所児童及び保護者の氏名は、カタカナで記入すること。

※保育時間は、契約上の時間を記入すること。